

2012年7月5日

エコマーク商品類型 No.114「紙製の包装用材 Version2.7」 認定基準の部分的な改定について

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯

平成24年4月27日付で、厚生労働省より「食品用器具及び容器包装における再生紙の使用に関する指針（ガイドライン）」（医薬食品局食品安全部長通達）が作成されたため、No.114「紙製の包装用材 Version2.7」の認定基準項目として追加します。

2. 改定の概要

「食品用器具及び容器包装における再生紙の使用に関する指針（ガイドライン）」に基づいて安全性の確保を実施していることを要件として追加します。

3. 改定箇所（*下線部を追加）

4 2. 品質に関する基準と証明方法

(10) 紙ガムテープにあっては、日本工業規格 JIS Z 1511 に適合し、紙製包装用粘着テープのうちクラフト紙粘着テープにあっては、JIS Z 1523 に適合すること。その他の紙製包装用粘着テープ、梱包用ペーパーバンド、包装用緩衝材、紙トレーにあっては、該当する品質規格もしくは自社規格に適合していること、または製造段階における品質管理が十分なされていること。なお、食品に使用する紙トレー および包装用緩衝材 にあっては、食品衛生法で定める「食品、添加物等の規格基準」などに適合し、厚生労働省「食品用器具及び容器包装における再生紙の使用に関する指針（ガイドライン）」（平成24年4月27日 食安発0427第7号）に基づいて安全性の確保を図っていること。

【証明方法】

日本工業規格、自主規格などの品質規格(寸法も含む)に基づく試験結果または JIS 認定工場の写しを提出すること。また、食品に使用する紙トレーおよび包装用緩衝材にあっては、厚生労働省「食品用器具及び容器包装における再生紙の使用に関する指針（ガイドライン）」（平成24年4月27日 食安発0427第7号）に基づいて安全性の確保を図っていることを示す文書を提出すること。

4. 改定日： 2012年7月5日

以上